困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

売春を行うおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法からの脱却 [第1条-第2条] 冗뾇 宏 Ш

■ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進 ⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与 女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により 常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう $\bar{\Box}$

基本理念 [第3条]

①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること

②支援が、**関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施**されるようにすること

③**人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することを旨とすること

児童相談 日本司法 ○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務
○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用
○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童が所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本芝援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他の関係機関との緊密な連携

(条) ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、(記) 保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、その他の関係機関との緊密な連携

盂 都道府県は都道府県基本 生労働大臣は基本方針を策定、 厚る **基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】** 画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努め

○女性相談支援センター【第9条】(←「婦人相談所」を名称変更、

(4)自立して生活するための関連制度 ⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活する に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

その意向を踏まえ、最適に支援 一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。 *支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、

(※同伴児童の学習も支援。) ○女性相談支援員【第11条】(←「婦人相談員」を名称変更)

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う *必要な能力・専門的な知識経験を有する人材(婦人相談員を委嘱されていた者等)の登用に特に配慮

〇女性自立支援施設【第12条】(←「婦人保護施設」を名称変更)

自立の促進のための生活 支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う(同伴児童の学習・生活も支援) ⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、

〇民間団体との協働による支援【第13条】(都道府県、市町村)

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、 インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

会議は、必要な情報 単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、 係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、 交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定) 地方公共団体は、 支援調整会議[第15条]

①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であること についての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする 〇教育 - 啓発 [第16条]

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

研修の実施等 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、 〇人村の確保・養成・資質の向上【第18条】 〇民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20~22条】 都道府県・市町村の支弁・補助/国の負担・補助(※民間団体に対する補助も明記)

[解則] 施行期日等

- 令和6年4月1
- ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討(公布後3年を目途)②法律全体の見直し(施行後3年を目途) **施行期日** 検討 ①支 -0
 - の削除等 (補導処分)・第4章(保護更生) 売春防止法第3章 関係法律の整備 ന

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 複合化。コロナ禍によりこうした課題が 多様化、 新たな女性支援強化が喫緊の課題。 家庭関係破綻など複雑化、 「孤独・孤立対策」といった視点も含め、 性暴力・性犯罪被害、 女性をめぐる課題は生活困窮、 顕在化し、
- 「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱 させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。 困難な問題を抱える女性支援の根拠法を いうした中、

(令和6年4月1日施行) (新法) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目的・基本理念

「男女平等」といった視点を明確に規定。 「人権の尊重や擁護」 = 「女性の福祉」

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施 策を講じる責務を明記。

■人材の確保

■教育・啓発

■調査研究の推進

■民間団体援助

■国の「基本方針」

問題を抱える女性支援のため ※厚生労働大臣告示で、困難な の施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議 (自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内 容を協議する場。連携・協働し た支援

女性相談支援センタ (旧名:婦人相談所)

(旧名:婦人相談員) 女性相談支援

(旧名:婦人保護施設) 女性自立支援施設

民間団体との「協働」による支援

居場所 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援 の提供、インターネットの活用等による支援 巡回) 訪問、 支援対象者の意向を勘案。





負担・補助 ・自治体による支弁 베

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

1 章 総入 (主な規定) (章 1条 日的 7条 定義 、、売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

存続

周旋等 場所の提供 新第5条 条211条 第11条

売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

補導処分 補導処分の期間 第18条 第22条

第4章保護更生

(主な規定) 第34条 婦人相談所 第35条 婦人相談員 第36条 婦人保護施設 第34条 第35条 第36条

都道府県及び市の支弁 国の負担及び補助



難な問題を抱える女性への支援について K

厚生労働省社会•援護局地域福祉課女性支援室 令和7年6月

女性支援事業の概要

1. 根拠法及び対象者

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年制定/令和6年4月施行)

対象者:困難な問題を抱える女性(※)

世的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年制定/平成13年10月施行) ر ا

対象者:配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)

3. 人身取引対策行動計画 (平成16年12月→ 2009 · 2014 · 2022)

対象者:人身取引被害者

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/平成12年11月施行) 4

対象者:ストーカー被害者

T. 実施機関

1. 女性相談支援センター (※) 及び一時保護所

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援セン 全ての女性相談支援センターが、 ター」として位置づけられている。

2. 女性相談支援員

3. 女性自立支援施設

困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体 4

このほか一時保護の委託先として、母子生活支援施設・民間シェルター等 \times

女性支援事業の概要

ー人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施 本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、

[49か所] ※配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり 女性相談支援センター

- (徳島県のみ3か所) 各都道府県 1か所
 - ・情報提供を実施 相談・カウンセリング

女性相談支援員

全国1,690人]

- 女性相談支援センターや 福祉事務所等に配置
- 相談・専門的技術に基づ 援助等を実施

な問題を抱える女性

[各都道府県1か所] 時保護所

- 女性相談支援センターに併設
- 障害者 民間シェルター、老人福祉施設、 支援施設等への一時保護委託
 - 女性自立 中長期的な支援が必要な場合、 支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設

[39都道府県、47か所

自立支援を実施 生活支援、心理的ケ

紪 民間シェルター 母子生活支援施設

皿

連携

関係機関等

口

螁扣

福祉事務所・市町村

子育て短期支援事業、 保育所入所、 等 母子生活支援施設入所、 児童扶養手当の支給 日常生活支援事業、 生活困窮者自立支援、 とり親家庭等 生活保護、

母子家庭等就業・自立支援センター:職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等 **ハローワーク:**マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供

子育て相談等 **児童相談所:**心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、 (令和6年4月1日現在)

よる来所相談の内容 及び女性相談支援員が 対応する来所相談の約 5割は暴力被害である が、女性の抱える 女性相談支援センター 問題は様々 ● 女性相談支援センター及び女性相談支援員に、 夫等からの暴力 34,883人 (44.0%)(離婚問題を含む) 家族親族の問題 暴力以外の 医療関係 (精神、妊娠・出産を含む)→ 経済関係5,224人 (6.6%) 住居問題・帰住先なし その他の人間関係 3,040人 (3.8%) 3,271人 (4.1%) 3,542人 (4.5%) **男女・性の問題** 750人(0.9%)

每年8万人前後

の来所相談に対応

ター及び女性相談

支援員において、

女性相談支援セン

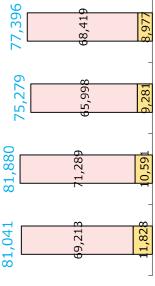
79,345

一及び女性相談支援員による来所相談人数 女性相談支援センタ

女性

支援

6



□女性相談支援員 □女性相談支援センター 9,590

R 5 年度

K4年度

R3年度

R 2 年度

2元年度

子・親・親族からの暴力 交際相手等からの暴力 2,800人 (9.8%) 1,402人 (1.8%) (24.5%)

 α